

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十七号

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則（令和元年十月奈良県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中

①居住費等生活費	年 月 日 ～ 年 月 日
----------	---------------

を

居住費等生活費	年 月 日 ～ 年 月 日
学費	年 月 日 ～ 年 月 日

に改める。

①居住費等生活費		
貸付決定額	交付済額	今回請求額

①居住費	
貸付決定額	交

を「③入学準備金」に、「③就職準備金」を「④就職準備金」に改める。

第七号様式及び第八号様式中「出住料生活費 円(期間： 年 月～ 年 月)」「出住費等生活費 円(期間： 年 月～ 年 月)」を「出住料生活費 円(期間： 年 月～ 年 月)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。